

事業区域に係る特記仕様書（標準仕様書第9条関連）

- 1 本物件は、区域表示を省略している。伐採区域のデータを取り込んだ GNSS 受信機を用い、現地において当該データを参照しながら区域の確認を行うこと。
なお、本物件に限り、森林管理署等が伐採区域のデータをシェープファイル形式で取り込んだ GNSS 受信機を請負者に貸与する。
- 2 請負者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲を確認する。併せて作業路の開設予定路線を確認する。
- 3 地形、延焼の程度、搬出の可否、更新の可否を勘案して、監督職員と伐採する範囲を協議し、その確認を受ける。
なお、森林総合研究所東北支所が設置する調査プロットがある場合、調査プロット内の被害木を伐採対象とするか除地とするか、監督職員等と協議する。
- 4 被害木の伐採完了後、速やかに監督職員等に通知する。通知を受けた監督職員等は、伐採範囲の区域及び面積を確定する。